

尼崎市教育委員会 3月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和7年3月24日 午後3時34分～午後4時49分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	白 畑 優
	教育長職務代理者	徳 山 育 弘（日程第2「議案第20号」から出席）
	委 員	太 田 垣 亘 世
	委 員	中 平 了 悟
	委 員	正 岡 康 子

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	安 田 博 之
教 育 次 長	東 政 信
参 与	能 島 裕 介
管 理 部 長	佐 々 木 修
学 校 教 育 部 長	渡 邊 明 美
教育総合センター所長	嶋 名 雅 之
社 会 教 育 部 長	橋 本 貴 宗
企 画 管 理 課 長	伊 元 俊 幸
職 員 課 長	西 川 欣 伸
いじめ防止生徒指導担当課長	杉 谷 剛 一
学びの多様化学校設置準備担当課長	石 井 郁 樹
スポーツ推進課長	本 田 勝 也

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- （1）議案第19号 尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- （2）議案第20号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について
- （3）議案第21号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について
- （4）議案第22号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について
- （5）議案第23号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について
- （6）議案第24号 尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について
- （7）議案第25号 尼崎市いじめ問題対策審議会委員の委嘱について
- （8）議案第26号 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

日程第3 教育長の報告と委員協議

午後3時34分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

 日程第2「議事」の「議案第19号 尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第19号」は、会議規則第6条の2第1項第2号に該当するため、公開しないことと決しました。また、「議案第25号 尼崎市いじめ問題対策審議会委員の委嘱について」は、内容に個人情報が含まれますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第25号」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不適当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第3の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

白畑教育長 それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。2月定例会および臨時会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりです。内容に質疑等がありますでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。2月定例会および臨時会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、2月定例会および臨時会の議事録を承認することといたします。それでは、日程第2「議事」の「議案第26号 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。本田 スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長 スポーツ推進課長でございます。それでは、議案第26号 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてご説明します。改正理由は令和7年4月1日から武庫健康ふれあい体育館が供用開始することに伴い、令和7年3月31日をもちまして、現行の尼崎市立武庫体育館が用途廃止となります。それに

伴いまして、尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正が必要であるためでございます。改正内容は、尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第12条の表中に尼崎市立武庫体育館の記載がございますので、改正後に文言を削除するものです。施行期日については令和7年4月1日でございます。説明については以上です。よろしくご審議お願いいたします。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

畑教育長 発言がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第26号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第26号」は原案のとおり可決いたしました。ここで職員の入替えを行います。

白畑教育長 議事を再開いたします。次に、「議案第20号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。西川 職員課長。

職員課長 職員課長でございます。それでは、議案第20号「予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について」につきましてご説明申し上げます。この協定は、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の職員に補助執行させるために、市長と教育委員会との間で結んでいる協定でございます。それでは、内容を説明いたします。恐れ入りますが、議案書5ページ、新旧対照表をご覧ください。左が改正後、右が現行となっております。改正後の欄に記載のとおり「尼崎市都市公園条例（昭和33年17号）の規定により市長の権限に属する事務で特に必要があると認められるもの」を追加するものでございます。令和7年4月1日より供用開始予定の尼崎市立武庫健康ふれあい体育館については、西武庫公園内に設置されていることから、尼崎市都市公園条例における「公園施設」として公園条例の適用を受ける施設ではございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律における「教育財産」として、別途、「尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例」に基づき、教育委員会が管理運営を行う予定としております。その管理運営において、尼崎市都市公園条例第3条に基づく行為の制限に係る許可と、尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例第6条に基づく体育館の利用に係る許可があることから、市長と教育委員会のそれぞれの許可が必要となることが想定されます。体育館利用者の利便性や事務効率化を図るために、地方自治法第180条の2に基づき、市長に権限を残したまま事務を執行可能とする、補助執行を受け、教育委員会が公園条例第3条に基づく許可及びその許可に付随する予算執行を行うことで、二重の許可等が必要とならないようにするものでございます。これに伴い、補助執行させる事務をより明確に規定することを目的に、協定の改正を行うものでございます。なお、こちらの協定の施行日ですが、令和

7年3月31日としております。また、現行の協定書を6ページに参考として添付しております。以上で、議案第20号「予算の施行等に関する協定の一部を変更する協定について」に関する説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

中平委員 今後、公園と武庫健康ふれあい体育館できちんとすみ分けをして予算を確保できるのか。

職員課長 市民が体育館を利用するにあたって一番課題となるのが、市長部局と教育委員会のどちらで手続きをするかということで主に使用料の徴収関係になります。予算確保よりは徴収の課題を解消するための協定となります。

中平委員 社会体育施設の利用料は今後、市長部局の収入になるのか。

企画管理課長 使用料収入については他の体育館と同様、社会体育施設の使用料として教育委員会の方で処理させていただきます。

徳山委員 公園は市長部局、敷地内の体育館は教育委員会で予約というのは市民にとって不便ではないのか。

安田教育次長 窓口は指定管理者のスポーツ振興事業団が担っていて、公共施設予約システムからパソコンで予約ができます。

白畑教育長 他に質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第20号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 よって、「議案第20号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第21号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について」、「議案第22号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について」、「議案第23号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について」、「議案第24号 尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。西川職員課長。

職員課長 職員課長でございます。それでは、議案第21号から第24号につきまして、一括してご説明申し上げます。2月の臨時会で、令和7年度向けの組織改正についてご説明いたしましたとおり、現行の学校ICT推進課を管理部に移管し、情報教育システ

ム課に名称変更を行うこと、また保健体育課をこころとからだ育成課に名称変更することとしております。さらに、先ほど、議案第20号でご説明いたしました、「尼崎市立武庫健康ふれあい体育館」の供用開始が予定されておりますことを踏まえ、組織改正や事務事業の執行体制の見直し等に応じ、所属が担う事務分掌及び専決事項等について整理をする必要があるため、関係する規則及び規程の改正につきまして、あわせてご説明し、一括してご審議をお願いするものでございます。始めに、議案第21号教育委員会事務局事務分掌規則の改正についてご説明申し上げます。議案書14ページ、新旧対照表をお開きください。まず、第2条、組織改正に伴う課名の改正です。管理部に教育情報システム課を置き、学校教育部の保健体育課をこころとからだ育成課に改めるものです。また、その下第3条の2第3号の表ですが、指導主事を置く所属につきましても、「学校教育部保健体育課」から「学校教育部こころとからだ育成課」に名称を改めます。次に第4条の事務分掌についてご説明いたします。まず、先ほどの第2条の課の改正に合わせて、管理部に移管された「教育情報システム課」が担う事務分掌を追記しております。次ページ15ページをお願いします。施設課の事務分掌ですが、「学事企画課」の前身である「学校企画課」の名称が変更されずに残っていることが発覚したため、「学事企画課」に修正を行うものです。続きまして、学校教育課及びこころとからだ育成課につきましては、組織の変更に伴い、課名の変更及び分掌を整理しております。保健体育課で担っていた、学校体育に関する事務分掌については、学校教育課へ移管され、人権教育に関する事務分掌については、こころとからだ育成課へ移管されるため、下線のとおり事務分掌を整理しているものでございます。その下、スポーツ推進課につきましては、議案第20号でご説明しました、市長の権限に属する事務の補助執行を受けることに対応し、次ページ16ページのとおり事務分掌の整理をしているものでございます。続きまして、議案第22号「尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則」の改正でございます。27ページ、新旧対照表をご覧ください。こちらも組織の改正に伴い、事務分掌を整理するものでございます。まず、第3条の教育総合センターにおける課についてですが、学校ICT推進課が名称を変え、管理部に移管されることから、削除しております。その下、第5条の学び支援課の事務分掌ですが、学校ICT推進課で担っていた、学校現場におけるICT機器の活用推進については、学び支援課に移管されることから、第10号から12号を追記しております。また学校ICT推進課の事務分掌は学び支援課及び管理部こころとからだ育成課にそれぞれ振り分けられることから、削除しております。続きまして、議案第23号「尼崎市教育委員会事務局事務処理規程」の改正でございます。36ページ、新旧対照表をご覧ください。改正する部分は、別表第2個別専決事項表となります。こちらは、先ほどの事務分掌規則改正に合わせた、各課の専決事項の整理と、その他の文言整理を行うものです。まず、企画管理課及びその下職員課の個別専決ですが、過去の組織改正や規則改正の際に整理されずに残っていた項目が発覚したため、この度所要の整理を行うものでございます。続きまして、管理部教育情報システム課に関する事項については、組織変更に伴い、もともと学校ICT推進課にあった専決事項のうち、教育情報システム課に対応する部分について新たに追加するものでございます。また、学校教育課及びこころとからだ育成課についても、組織変更に伴い、同様に整理を行ったものでございます。保健体育課にあった専決事項のうち、学校体育に

係る事項を学校教育課へ移しております。最後に、議案第24号「尼崎市教育委員会事業所処務規程」の改正でございます。改正する部分は、別表第2個別専決事項表となりますので、55ページ、新旧対照表をご覧ください。こちらは、先ほどの議案第22号の事業所事務分掌規則改正に合わせて、各課の専決事項の整理を行うものでございます。まず、学び支援課の個別専決事項ですが、学校ICTから学び支援課に移管となる、学校現場におけるICT機器の活用推進に係る個別専決事項について整理を行うものでございます。また学校ICT推進課の個別専決事項については、学び支援課及び管理部こころとからだ育成課にそれぞれ振り分けられることから削除しております。なお、事務局事務処理規程及び事業所処務規程における、それぞれの専決区分につきましては現行と変更はございません。これらの規則等の施行日は令和7年4月1日としております。議案第21号から第24号に係る主な改正内容の説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

- 白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。
- 中平委員 事業所処務規程の表の中で教育総合センターの館長と課長という表記になっている。所長ではなく館長で良いのか。
- 職員課長 教育総合センターは所長という呼び方をしていますが、規則上は統一していることから別表の方も館長の表記になるものでございます。
- 正岡委員 ICTを推進するため教育情報システム課を新設しているが、具体的な目的は何か。
- 職員課長 学校現場におけるICT関係は学校ICT推進課で担っていましたが、今の組織体制では高校が別になるといった弊害もありましたので、学校だけでなく教育委員会全体のDX推進体制を推進していくために組織改正を行ったものです。
- 徳山委員 個人情報保護に関わる業務もシステム専門部署に寄せたほうが良いと思うが、その辺りはどうか。
- 職員課長 現行の学校ICT推進課も教育情報セキュリティポリシーなどを所管している部署ですので、組織が変わった後も取組は引き継いでいきます。
- 中平委員 学校体育関係の業務が学校教育課に移るとのことだが、部活動の地域移行に関しては社会教育の部署で担当しているので役割分担や連携が必要になってくる。他市では地域移行を学校教育で担っているところもあると思うが、今後どう連携していくのか。
- 職員課長 スポーツ推進課が中心となって地域移行を担っていますが、スポーツ推進課、保健体育課、学校教育課の3課が一緒になって会議体を持ちながら進めているところです。基本方針は決まっていますが、今後実行するにあたっては同じように連携が必要になると思います。

- 白畑教育長 他市は学校教育の部署で担当していますが、本市はスポーツ推進課が体育協会やスポーツ振興事業団と関わりがあるため社会教育の部署で担当しています。今回、保健体育課から学校教育課に体育が移ることで部活動の全般を担ってもらって、地域移行はスポーツ推進課が中心となって進めていきます。
- 太田垣委員 人権教育はこれまでどこの課が担っていたのか。
- 職員課長 学校現場における人権教育は学校教育課で、地域や社会教育的な部分での人権教育は社会教育課が担っています。
- 白畑教育長 他に質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第21号」、「同第22号」、「同第23号」および「同第24号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。
- 教育委員 異議なし
- 白畑教育長 よって、「議案第21号」、「同第22号」、「同第23号」および「同第24号」は原案のとおり可決いたしました。次に日程第3「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。伊元 企画管理課長。
- 企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会3月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。3月11日及び21日に「政策推進会議」が開催されました。議会関係では、3月4日及び5日に代表質疑、13日及び14日に総括質疑が行われました。質疑内容は、「部活動の地域移行」や「体育館の空調設備整備」、「市立幼稚園のあり方」「万博の学校対応」についてなど、代表質疑の答弁作成数は45件、総括質疑の答弁作成数は45件でした。次に、学校教育関係でございます。2月28日から3月25日にかけて、市立学校園の卒園式及び卒業式を順次執り行っております。次に、社会教育関係でございます。3月7日に、「図書館を使った調べる学習コンクール教育長賞表彰式」を執り行いました。また、11日には「尼崎市スポーツ特別賞、スポーツ賞表彰式」を執り行いました。最後に、今後の主要行事予定でございます。4月7日から10日にかけて、市立学校園の入学式及び入園式を執り行う予定でございます。教育委員会関係につきましては、まず、4月3日15時30分より視聴覚室にて始業式を予定しております。昨年同様に皆様にも2、3分程、ご挨拶をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、4月14日の15時30分から教育委員4月臨時会を予定しています。最後に、教育委員会4月定例会につきましては、4月28日15時30分からの開催で予定しています。報告は以上でございます。
- 白畑教育長 報告は終わりました。報告内容について質疑はありませんか。

中平委員 市議会でも質問があったということで、昨今報道等で万博の学校対応の件が話題になっているが本市の状況を教えてほしい。

企画管理課長 学校行事として万博に行くというのは県のプロジェクトになりまして、各学校に意向調査を実施しています。調査の集計結果は12月時点のものです。小学校41校中、行く予定あり15校、なし17校、検討中2校、未回答7校です。中学校は琴城分校含む18校中、予定あり5校、なし8校、検討中2校、未回答3校です。市立高校3校中、予定あり、予定なし、未回答が各1校ずつです。特別支援学校は予定なしです。各校におきましては県の方に予定ありで意向を表明した後、県に紹介してもらって、バス会社等と調整して予約をしていくという形になっております。また年度末時点で学校に調査かけて改めてご報告をさせていただきます。

中平委員 学校行事で行く場合も全学年が参加するわけではないということで良いか。

企画管理課長 参加される場合も全校生徒が行く想定はしておりません。

白畑教育長 他に質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。それでは、ここからは非公開といたします。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

白畑教育長           以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもって、尼崎市教育委員会3月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会3月定例会の議事の全部を終了したので、午後4時49分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会3月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。